

# 役員報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、長崎県信用保証協会の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関して必要な事項を定める。

## (報酬)

第2条 常勤役員の報酬は理事会において承認を得た額の範囲内で会長が定める。

2 非常勤役員の報酬は別表1に定める額とする。

3 報酬の支給方法は、常勤役員については職員の例に準じ、非常勤役員については理事会、監事会への出席の都度支給する。

## (旅費)

第3条 役員が職務により出張する場合は別表2又は別表3に定める旅費等を支給する。

## (費用弁償)

第4条 役員が職務のために要する費用はその実費を弁償する。

## (慶弔見舞金)

第5条 常勤役員に対する慶弔見舞金は職員の例により支給する。

## (退職金)

第6条 役員に対し退職金は支給しない。

## 附則

1. 昭和38年5月1日制定の「役員報酬及び費用弁償規程」は廃止する。

1. この規程は平成26年6月1日から施行する。

別表1 非常勤役員報酬

(単位 円)

区分 役名	報 酬
非常勤 理事・監事	理事会の出席につき、1回あたり 10,000 (源泉徴収税額控除後の額)
非常勤監事	監事会の出席につき、1時間あたり 10,000 (源泉徴収税額控除後の額)

但し、①報酬に対し、受領辞退の申し出があった場合は支給しない。

②別途交通費を支給する。

別表2 国内旅費

(単位 円)

区分 役名	日当	宿泊料		交通費
		県内	県外	
会 長	3,000	13,500	15,600	実費
理事・監事	2,800	12,900	14,600	実費

\*但し、宿泊パック等を利用する場合は職員の例による。

別表3 外国旅費等

(単位 円)

区分 役名	日当	宿泊料	支度料	
			1ヵ月未満	1ヵ月超
会 長	4,900	15,600	100,000	130,000
理事・監事	4,700	14,600	86,000	100,000

但し、支度料について15日未満の場合は上記の1/2の額とする